

(策定日 令和2年12月24日)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和3年1月1日～令和8年12月31日

2. 目標

- ① 労働者に占める女性同社員の割合を25%以上とする（現在17%）
- ② 管理職に占める女性労働者の割合を10%以上とする（現在6%）
- ③ 女性の平均勤続年数を10年以上とする（現在8.5年）
- ④ 有給休暇取得日数を一人当たり年平均7日以上とする（現在5日）

3. 取り組み内容

- ① 令和3年1月～ 求人募集の見直しを図り女性の働きやすい職種・環境の求人を出す
「女性の働き方改革委員会」を社内につちあげ、改革案の提案を執行部に行う
- ② 昇進条件を見直し、女性でもチャレンジしやすい環境を作る
キャリアアップ研修を年一回以上開催し、参加してもらう
リーダー女性社員をオブザーバーとして役員会議・経営会議に参加させる（月1回）
- ③ 子育て世代への手当・休日制度の拡充
福利厚生・社員旅行等イベントの充実
女性社員と管理職・役員の定期面談の実施（年1回以上）
- ④ 社員数5%増による休暇取得しやすい環境の整備
通常業務の合理化（ルーティンワーク1割削減運動）による急化しやすい環境の整備
管理職の積極的有休消化推進

以上